

## 法務省政策評価懇談会（第40回）議事録

### 1. 日 時

平成26年 7月11日（金） 13：28～15：40

### 2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
田中 昌利	早稲田大学大学院法務研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務 シニアオフィサー

<省内出席者>

法務事務次官	稲田 伸夫
官房審議官（総合政策統括担当）	小野瀬 厚
秘書課企画調査官	大西 忠広
秘書課企画調整官	川鍋 奨
秘書課補佐官	中臣 裕之
人事課補佐官	江平 博
官房参事官（予算担当）	伊藤 栄二
施設課技術企画室長	徳広 敏彦
厚生管理官総括補佐官	国本 健三
訟務部門訟務広報官	秋山 二郎
司法法制部参事官	鈴木 昭洋
司法法制部付兼官房付	中島 行雄
民事局付兼登記所適正配置対策室長	大谷 太
民事局付	武見敬太郎
官房参事官（刑事担当）	濱 克彦
矯正局成人矯正課企画官	中川 忠昭
矯正局成人矯正課企画官	杉山 多恵
矯正局成人矯正課企画官	花村 博文
矯正局少年矯正課企画官	小山 定明
保護局総務課更生保護企画官	押切 久遠
保護局観察課処遇企画官	稲葉 保

人権擁護局参事官	山口 聡也
入国管理局総務課企画室長	福原 申子
法務総合研究所総務企画部副部長	茂木 善樹
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	近 智徳

<事務局>

秘書課長	名取 俊也
官房参事官（総合調整担当）	福原 道雄
官房付兼秘書課付	大塚 雄毅
秘書課補佐官	古和 泰昌

#### 4. 議 題

平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

#### 5. 配布資料

資料1：平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画

資料4：目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

説明資料：

- 1 法教育について【司法法制部】
- 2 刑務所PFI事業の概要等について【矯正局】
- 3 出入国管理行政の最近の動きについて【入国管理局】

#### 6. 議事

○大塚課付：定刻よりいささかお時間早いようでございますけれども、皆様おそろいということでございますので、これより第40回法務省政策評価懇談会を開催させていただきたいと思っております。

なお、本来でありますところの場は座長の委員の方に進行していただくべきところでございますが、前年度をもちまして座長が退任されてございますので、本日は座長が選任されるまでの間、事務局側で進行させていただきたいと存じます。

私は本日、事務局を務めさせていただきます、法務省大臣官房秘書課付の大塚でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

初めに、稲田法務事務次官から挨拶があります。

○稲田法務事務次官：法務省事務次官の稲田でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

委員の皆様におかれましては御多忙中のところ、本年度第1回目になります「第40回政策評価懇談会」に御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

今もちょっとお話がございましたけれども、本日御出席いただきました委員の皆様におかれては、今回からまた新たな任期に入っているところでございます。そういう意

味では御再任あるいは御新任ということでこれからお願いをすることになるわけでございますが、いろいろと私どものほうでお願いをすることも多いわけでございますが、是非よろしくお願いを申し上げます。

申すまでもございません、政策評価は国の行政機関が自らその政策の効果を把握・分析して評価し、その結果を政策の企画立案、あるいは実施に役立てるという政策インフラとされているところでございます。先月の閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」におきましても、予算の概算要求でありますとか予算編成において、この政策評価等の成果を効果的に活用して、PDCAの更なる実効性の向上を図ったり、効果的な資源配分を実施することとされているところでございます。

法務省といたしましても、この趣旨を踏まえまして、より実効性のあるPDCAサイクルの確立に取り組むとともに、引き続きましてこの政策評価における評価書の作成がより分かりやすくなりますように努めて、政策評価の客観性の向上などを図っていきたいと考えております。

本日は、委員の皆様方から、それぞれの分野における専門の知見あるいはこれまでの幅広い御経験等に基づきまして、是非とも忌たんのない御意見を頂戴したいと考えているところでございます。

そして、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大塚課付：続きまして、今年度新たに5名の委員に御参加いただくことになっておりますけれども、本日御出席いただきました3名の委員から自己紹介をお願いしたいと思います。

大沼委員、田中等委員、田中昌利委員の順にお願いしたいと思います。よろしく願います。

○大沼委員：駿河台大学の委員でございます。よろしくお願いいたします。

○田中（等）委員：弁護士の田中等でございます。昭和51年以来、39年目の弁護士です。よろしくお願いいたします。

○田中（昌）委員：田中昌利と申します。早稲田大学法科大学院で教授をしているほか、弁護士として実務をやっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大塚課付：ありがとうございました。

委員の皆様、総勢7名いらっしゃいますけれども、出雲明子委員と伊藤富士江委員につきましては、本日御都合により御欠席されてございます。

続きまして、法務省のメンバーも替わっておりますので、御紹介いたします。

福原官房参事官でございます。

○福原官房参事官：福原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大塚課付：それでは、議事に入ります前に、座長の選任をさせていただきたいと思っております。

座長につきましては、事前に委員の皆様から御承諾を得ているところではございますけれども、田中等委員にお願いしたいと存じますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○大塚課付：ありがとうございました。

そうしましたら、この後の議事につきまして、座長の田中等委員にお願いしたいと存じま

す。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

なお、ここで法務事務次官は公務により退席させていただきます。

(稲田法務事務次官 退席)

○大塚課付：それでは、田中座長、よろしく願いいたします。

○田中座長：座長に選任されました田中等です。新任ですのでどういう要領でやっていいか、よく分かりません。各委員、そして法務省の方々の御協力でこの会合を有益に、なおかつ迅速にやりたいと思っております。御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

まず初めに、本日の審議事項及び政策評価に関する最近の動きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○大塚課付：それでは、事務局から御説明させていただきます。

本日御審議いただきますのは、「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。

この関係で、委員の皆様方の席上に資料を4点配布させていただいております。

資料1につきましては「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2につきましては「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」、資料4は「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」となっております。

また、資料1につきましては、委員の皆様方に事前にお送りしておりましたものに若干修正を加えておりますので、修正箇所につきましてはお手元でございます「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書（案）の修正箇所一覧」というものに、若干ではございますけれども記載をさせていただいております。

それでは、資料の説明をさせていただきますが、資料1を1枚めくっていただき、目次を御覧ください。今回、政策評価の対象といたしました施策は、この目次にありますとおり、成果重視事業を含めまして23施策となっております。

平成25年度に当省が実施しました各施策の結果及び評価等につきまして、委員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

なお、政策評価に関する法令や閣議決定等につきましては、参考資料ということで、この資料1の末尾の所に用意させていただきましたので、適宜必要に応じて御参照いただければと思います。

続きまして、政策評価制度に関連しました最近の動きにつきまして御説明を申し上げます。

昨年6月に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針におきまして、「実効性のあるPDCAサイクルの実行」という項目が掲げられまして、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。」ということですか、「政策評価を形式的なものとはせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を進める。」とされたことを受けまして、総務省におきまして①評価基準の標準化及び②評価の重点化による質の向上におきまして検討を行った結果、昨年12月に、資料4になりますけれども、「目標管理型の政策評価に関するガイドライン」が策定されました。

この中で、主たる新たな取組として、次の2点が掲げられております。

まず、この資料4の3ページになりますけれども、ここの数字の3の(1)という箇所を御覧ください。

評価基準の標準化という観点から、評価書の統一性及び一覧性を確保するため、各府省庁共通の評価区分として、1段落目に記載しております5段階の区分を用いることとされました。

次に1枚めくっていただきまして、4ページの4を御覧ください。

こちらでは、評価の重点化の観点から、毎年行っている評価につきまして、業務量それから緊急性を勘案した周期で、政策の見直しに関する踏み込んだ評価を行い、評価作業を効率化することとされております。

この標準化それから重点化いずれにつきましても、平成26年度に実施する政策評価から適用されるということとなっております。この重点化のほうにつきましては、既に公表されております「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画」におきまして対応済みでございます。

また、前者の標準化のほうでございますけれども、こちらにつきましては本日御審議いただきます「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」資料1ですけれども、こちらにおいて対応しているところでございます。

審議事項及び政策評価制度に関連した最近の動きに関する事務局としての説明は、以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、議題であります「平成25年度事後評価実施結果報告書(案)」につきまして、御議論いただきたいと思っております。

はじめに政策I、「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○大塚課付：それでは、基本政策Iに係る事後評価の概要につきまして、事務局から御説明をさせていただきます。

まず、5ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現、それと我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図るということの内容としております。施策としての最終的な評価は、平成27年度に行うこととしております。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、8ページ以下の一覧表に記載してございます。このうち、平成25年度中に成立した法案につきましては、この8ページの表の上から2つ目のいわゆるハーグ条約の国内担保法、そしてその下でありますけれども、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分を削除した民法の一部を改正する法律、これが成立しております。また、次のページ、9ページが一番下の段になりますが、罹災都市借地借家臨時処理法等につきましては、見直しの結果、この法律を廃止した上で、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」が成立したほか、「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立しております。

なお、本年度に入りましては、次のページ、10ページ中段になりますが、少し見にくいですが、(注)で記載しております、「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しております。

次に、13ページを御覧ください。こちらに「法曹養成制度の充実」の施策について記載しております。

この施策につきましては、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するというものでございます。また、その目的を達成するため、法曹養成制度関係関係会議決定であります「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について課題の検討を行うとともに、施策を実施することを目標としております。

測定指標の実績値を踏まえた目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、2つ設定しておりました測定指標のいずれも目標を「達成」しておりました。施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、41ページを御覧ください。「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について御説明いたします。

この施策は、国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続につきまして、その拡充及び活性化を図るというものでございます。平成25年度の具体的な目標としましては、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の多様化及び拡充を図ることを掲げております。

測定指標の実績値を踏まえた目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、41ページ以下に記載したとおりでございます。測定指標の目標は「おおむね達成」しており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、48ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。

この施策は、国民一人一人が、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争解決能力を身に付けることや、司法を支える国民的基盤を確立するため、法教育を推進するというものであり、この法教育の推進を図るための具体的な目標につきましては、協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供することですとか、法教育に関する広報活動、法教育活動への協力・支援、これらを行うことによりまして法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させることを掲げております。

そして、測定指標の実績値を踏まえた目標の達成状況等、本施策に対する評価につきましては、これも2つ設定しております測定指標のいずれも目標を「達成」しており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価しております。

続きまして、60ページを御覧ください。「法務に関する調査研究としての、無差別殺傷事犯に関する研究」について御説明します。

本研究は、無差別殺傷事犯の各種特徴、背景、要因等を幅広く調査研究することにより、法務省関係部局におきましてこの種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止などの諸施策を検討実施するための基礎的な資料を提供することを目的としております。平成21年度に事前評価を実施しておりますけれども、その上で平成22年度から平成23年度までの2か年で実施し

た研究であります。

この研究につきましては、外部有識者などで構成されております「研究評価検討委員会」による事後評価を実施しております。この委員会におきましては65ページのほうに記載がございますけれども、この委員会の結果としまして、「大いに効果があった」と認定されております。

そして、これらを踏まえました事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書のほうに記載したとおりでございます。

基本政策Ⅰに関する説明は以上でございますが、審議に先立ちまして委員からの御要望もございましたので、「法教育の推進」につきまして、その概要、最近の動向についての説明をさせていただきたいと存じます。それでは、司法法制部から、この点についてお願いいたします。

○司法法制部：司法法制部の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「法教育の推進」につきまして、法教育に関するこれまでの経緯、それから最近の状況等について御説明をさせていただきます。

お配りしております説明資料つづりの1ページ目でございますが、横長の資料がございます。こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

まず、こちらの資料の左上の囲みのところでございますけれども、法教育というのは、法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度、あるいはこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育のことをいいます。

法教育に関しましては平成13年6月の司法制度改革審議会の意見書、それから平成14年3月の司法制度改革推進計画におきまして、司法教育の充実ということが提言されております。また、平成25年12月10日の犯罪対策閣僚会議決定「世界一安全な日本」創造戦略におきましても、法教育に関する関係機関との連携、調整及び学校教材の改定ということが盛り込まれております。

司法制度改革の審議会の意見書あるいは推進計画などを受けまして、法務省では平成15年7月に学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、教育関係者、その他有識者等で構成された法教育研究会を発足させ、我が国における法教育の在り方等について検討を行いました。これは資料の右上の所に記載しているものでございます。

また、平成16年11月には、その検討結果や目指すべき法教育の内容を具体化した4つの教材例を取りまとめた報告書も作成しております。この教材例というのは中学校3年生を対象として想定したものでございまして、現在法務省のホームページにおいても公開しております。

この報告書の趣旨にのっとりまして、法教育を推進するための枠組みとして、平成17年5月に法曹関係者、教育関係者、その他有識者等で構成する法教育推進協議会を発足させております。同協議会におきましては、法教育研究会の検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及推進を図るべく、法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等につきまして協議、情報交換を行い、その結果を法務省のホームページで公表して広く一般に情報提供を行っております。

同協議会での協議結果を踏まえまして、これまで法務省では法教育の推進のため、資料の右下の部分にありますように法務局や検察庁等の関係機関による法教育授業、地方・地域における法教育推進を目的としました地方法教育推進プロジェクト、そのほか法教育に関するリーフレットの作成、法教育に関する論文コンクールの実施などに取り組んでまいりました。

また、平成24年度からは、学校現場における学習機会の充実を図る方策や、必要とされる法教育教材、教員の抱える問題などを把握するため、小学校、中学校、高等学校におきます法教育の実践状況の調査を開始しております。この調査結果を踏まえまして、平成25年度には小学校向けの法教育教材を作成し全国の小学校等に配布したほか、法務省のホームページにも掲載をいたしました。今年度は、昨年度実施しました中学校での実践状況調査の結果を踏まえまして、中学校向けの法教育教材の作成に取り組んでいるところでございます。また、今年度は高等学校における実践状況の調査も行う予定でおります。

ただいま御紹介したような教材作成などの取組につきましては、法教育推進協議会やその下に設置されております法教育広報部会などにおいても議題として取り上げ、法教育の推進のための更なる取組や法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等について更に検討を行い、これを次の取組につなげていくというサイクルによって、法教育の推進に取り組んでいるところでございます。

続きまして、先ほど事務局からも御紹介がございましたが、平成25年度の事後評価実施結果報告書の内容について、若干敷延して説明をさせていただきます。

報告書の48ページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、施策の概要につきましては、先ほど申し上げたような法教育の意義を踏まえまして、こちらに挙げたような記載をしてございます。

達成すべき目標としましても、先ほど御説明しました法教育の推進協議会等の開催、教材の作成、広報活動といったことを記載させていただいております。

測定指標としましては2点ございまして、協議会等の活動状況、それから法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況の二つとさせていただいております。

まず測定指標の1つ目、協議会等の活動状況につきましてですが、平成25年度の目標は協議会等を開催し協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する協議会等において、小・中学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた協議を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方に関する検討を行うというものでございまして、達成状況については、「達成」といたしております。

施策の進捗状況につきましても、こちらに記載したとおりでして、先ほど申し上げましたとおり現在、昨年度実施しました中学校における実践状況調査に基づきまして今年度教材の作成に取り組んでいるところでございます。

また、測定指標2の法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況につきましても、目標の内容はこちらに記載しましたとおりで「目標達成」としております。

施策の進捗状況としましては、法教育に関するリーフレットの作成、法教育推進プロジェクトの実践拡大のための活動、関係機関による法教育授業の実施などをしております。

次期目標等への反映の方向性につきましてですが、施策としましては、司法の国民的基盤

の確立を図るため、現在の目標を維持し、引き続き法教育を推進してまいりたいと考えております。

測定指標としましては、協議会等で協議された法教育授業のノウハウなど、法教育に関する最新情報を広く一般に発信し、法教育の推進を図っていくこと、教員が積極的に法教育を実践できるよう法教育教材を作成し、学校現場等における法教育活動を支援するほか、法教育広報部会において検討されました広報活動を行い、法教育の意義などについての理解を広め、法教育の実践を拡大させていくこととしております。

以上が、法教育に関するこれまでの動きと評価書の内容の御説明となります。

あと、もう1点、これも委員から御要望がございましたが、弁護士会が主体となって実施しております法教育との協力体制について、簡単に御説明します。

日本弁護士連合会におかれましても、市民のための法教育委員会というものを設けておられまして、日弁連や各地の単位弁護士会などが主体となって法教育を行っているものと承知しております。

法務省との協力体制の具体例としましては、まず、先ほど御説明しました法教育推進協議会の委員として日弁連の市民のための法教育委員会の事務局長の先生に構成員となっていたいております。また、法教育推進協議会の法教育広報部会におきましても、同委員会の副委員長先生の先生に構成員となっていたいております。

そのほかに、これまで日弁連と連携しまして、裁判員制度を含む法教育に関する学校の教員に対する研修を実施してきたほか、日弁連が毎年主催しております高校生模擬裁判選手権も法務省が共催しまして、法務省や検察庁から模擬裁判の選手権会場に審査員を派遣しております。

以上でございます。

○田中座長：どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して御意見、御質問があればお願いいたします。

○大沼委員：よろしいでしょうか。

○田中座長：はい、大沼委員。

○大沼委員：駿河台大学の大沼でございます。よろしくお願いたします。初めての出席ですので、あるいは誤解があるかもしれません。ただ、この政策評価の大きな目的の一つに、先ほど稲田事務次官がおっしゃった国民にとって分かりやすい政策評価という観点があると思っておりますので、そういった観点から素朴な質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私がこの政策評価を見て疑問に思ったのは、この1ページの政策評価の体系のところに書いてある、政策の中身についてでございます。法務省の場合なかなか難しいとは思いますが、ただ、ほかの省庁の政策評価を見比べてみますと、政策として記載されている部分の方向性が何か今一つ感じられないという感がするわけです。

政策はあくまでも特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目指すものですから、方向性がなければいけないと思うのですが、そこがもう一つ、よく分かりにくいような感じがします。この点を明らかにすることによって、政策から施策へ、施策から方策へというような体系関係を明確にし、その体系の中で、この政策の中の施策としてはなじまないものは除外したり、あるいは一部は中身を修正したりすることもできるわけですし、また、

最終的な指標の段階でも、指標も最終的には一番最初の政策にとってどれだけ役に立つかどうかということが一番の問題でしょうから、指標として適切かどうかというようなその判断にも役に立つと思います。

3点目は、何よりも国民にとって分かりやすい中身なのではないかと思いますので、こういった観点から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、一番最初の「基本法制の維持及び整備」が政策となっております。ただ、この基本法制の維持及び整備というのは政策としてなじまないのではないか思うのです。なぜならば、法務省設置法3条にある法務省の権限、任務をそのまま記載しただけであり、その任務を全うする上で、どんな基本的な方針が必要なのかという重点的な中身あるいは強化すべき中身というのが明確にされていないのではないかという感じがいたします。

それから、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」ということなんですけれども、社会情勢といってもいろいろございますので、これも国民の目から見るとどんな社会情勢をいうのか、何か今一つ分かりにくいような感じがいたします。具体的にこの中身を見てみますと、いろいろな法律の整備のうち、まず民事関係がありますけれども、民事関係のうちの親権の停止とか、子の返還等に関する手続の法の整備、あるいは非嫡出子の相続分を嫡出子と同じにするということは、いずれも帰納的に考えますと子の福祉の実現という方向性があるわけですから、例えば子の福祉の実現を政策とし、あとはここに書いてあるような目的、目標の具体的な中身を施策とすべきではないかというような感じがいたしますし、それから同じ法整備のうちの財産権、財産上の訴え、保全命令、人事・家事事件の国際裁判管轄法制の整備、国際会計基準への会社法への適用は、いずれも裁判及び企業の国際化への対応という方向性を持ったものを政策とし、あとはその目的、目標の具体的な内容を施策としてぶら下げると。さらに、企業、親子関係に関する規律の見直し、運送・海商の規律の見直しというのは、例えば企業、国内運送についての社会的信頼の強化というものを政策として、目的、目標の具体的な内容として記載されたものを施策とするというような形で整理できるのではないかという感じがするわけです。

その後もあるのですけれども、続けてよろしいでしょうか。それとも、一旦ここで切ったほうがよろしいでしょうか。

○田中座長：では、一旦切っていただけますか。

今の大沼委員の御質問といいますか御意見に対して、法務省のほうでは何か回答することがありますでしょうか。

○大塚課付：それでは、事務局から、全体的な話かと思しますので、お話しをさせていただきたいと思います。

大沼委員のお申し越しは非常によく理解できることでございまして、要は法律というのは当然、ある施策を実現されるためのものであるから、その法律を作ること自体を施策とするのではなくて、その前提である政策自体の善し悪しについて議論されるべきではないかと、こういうことではないかと思うのです。

確かに、御指摘を踏まえまして、あとは先ほど御指摘もありました、その社会情勢が何なのかということの具体化、これらについても確かに検討しなければいけない問題だと思っておりますので、それらを踏まえまして、今後の施策の有り様につきましては十分に議論を深めさ

せていただきたいと思ひます。

○田中座長：ありがとうございます。

では、大沼委員、引き続き、よろしいですか。

○大沼委員：はい、すみません。

その次の、「司法制度改革の成果の定着に向けた取組」ということなのですが、司法制度改革といっても民事、刑事、国際化と非常に多岐にわたるわけですし、成果といっても私が前に所属していた法科大学院のように本当に成果が出ているのかどうか、はっきりしないものもあるわけです。ですから、成果の定着といった場合にどんなことを意味するのかということが、ちょっと分かりにくい感じがします。

具体的な施策として挙げられているのを見ますと、民事司法改革がどうも中心のようですので、であれば、国民への十分な紛争解決サービスへの提供を政策としたほうが分かりやすいのではないかと。その次の施策として、ここに書いてある「法曹養成制度の充実」とか、裁判外紛争解決手続の充実・強化を挙げたほうが、体系的にすっきりするのではないかと思うわけです。

また、その次の「法教育の推進」なんですけれども、確かに立派な中身なのですが、ただ我々国民の目から見ると、何か法的知識のない国民に法を教えるという施策というようなイメージが若干浮かぶわけがございます。心理的な抵抗感がございます。そこで、教育ではなくて、法的知識の普及をした上で、どういう法的知識によるかによって、例えば予防司法、紛争解決の予防に向けたものであれば紛争予防に向けた法的知識の普及ということでありまして、それから秩序ある社会の実現に向けたものであれば、秩序ある社会に向けた法的知識の普及というふうな中身に変えまして、またその中身如何によって、この政策の中にもぶら下げていいのか、別の政策の下にもぶら下げるべきなのかを変えていくというようなことも考えられていいのではないかと思ひました。

○田中座長：ありがとうございます。

事務局、これは何か回答することはありますか。

○大塚課付：1問目と正に同じで、政策の体系の組み方そのものに関わることでございます。

これは恐らく施策ごとにもう一度吟味し直す必要があると思ひますので、全般的にこういう方向性だということをお答えするのは難しいかもしれませんが、各部局のほうでよく検討するように指導してまいりたいと思ひております。

○田中座長：司法法制部のほうから、この法教育の件で何かあれば。

○司法法制部：今、法教育の関係で御指摘ございましたけれども、我々が考えております法教育というのは、我々政府が教育をするというよりも、むしろ例えば学校等の現場で先生たちが生徒に法というものの考え方について教える、その際の手助けをするというようなイメージでおります。

○田中座長：ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますか。

○大沼委員：続けてもう1点、よろしいでしょうか。すみません。今までのものの最後ですけれども、「法務に関する調査研究」についても同じですし、調査研究というのは政策でも施策でもなく、事務又は事業そのものではないかというような感じがするわけです。そうする

と、重大犯罪又は新種の犯罪の発生及び再発の防止などのようなものを政策とし、その中で無差別殺傷事犯の発生及び再発の防止を施策とし、その具体的な対策、方策として調査研究などを挙げればいいのではないかと思います。

○田中座長：御意見として伺っておけばよろしいでしょうか。ありがとうございます。

伊藤委員は。

○伊藤委員：法教育のところでお伺いします。先ほど法教育のことで御説明がありまして、小学生とか中学生対象の教材を作成されて、ホームページにも載せたということでした。ホームページに載せるのもすごくいいと思うのですが、実際、それでよしとするのではなくて、実際にその載せたホームページがどの程度活用されているかということが大切だと思うんですけども、その辺りについては何かデータとかあるのでしょうか。

○司法法制部：司法法制部でございます。申し訳ありません、ホームページへのアクセス数等につきましても、今の時点で把握はしておりません。昨年度作成しました小学校向けの法教育の教材でございますけれども、これは実際の学校等に紙媒体でも配布をしております、作成部数が全部で2万4,300部で、教材を全国の小学校2万816校と市区町村の教育委員会1,742か所などに紙媒体で配布をしております。

○田中座長：よろしいですか。

○伊藤委員：はい。

○田中座長：ほかになければ、欠席委員の出雲委員と、それから伊藤富士江委員から御質問が出ております。私のほうから代読させていただきますので、御回答があればよろしく願いいたします。

まず、出雲委員からの御質問、3点ございます。

項番（2）に関しまして、検討委員会の内容中にはあったのだと思いますが、現在の弁護士業務のうち、国、自治体、福祉等の従事者又は業務量のおおまかな割合が知りたいように思いました。すると業務量の拡大を課題としたときに、福祉分野が対象となることが妥当と分かりますので、こういう質問がございます。

二つ目が、項番（3）に関しまして、業者増は妥当と思いますが、42ページの利用実績が業者数に対して伸び悩んでいるように思いますが、いかがでしょうか。

三つ目ですが、項番（5）、必要性、効率性ともに大いに高いとは思いますが、73ページの評価項目、有効性の7の政策への反映については、課題があるのではと感じていますが、いかがでしょうか。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

○司法法制部：まず、司法法制部のほうから、法曹養成についての御質問についてお答えいたします。委員の御質問は恐らく行政とか福祉の分野で法曹資格を持った人がどのくらい今勤務しているのか、あるいはどういった業務があるのかといった御趣旨のお尋ねであろうかと思っております。

まず、行政機関における活動状況でございますけれども、人事院の資料によりますと平成25年12月31日の時点で、国の機関に任期付公務員として勤務している弁護士の数が170名となっております。それから、地方公共団体につきましては、平成26年5月14日現在での日連の調査結果でございますけれども、法曹有資格者が自治体に勤務している数が76名となっ

ております。こちらの日弁連の数字につきましては、弁護士登録をしている人だけではなくて、法曹資格を持っているけれども弁護士登録をしていない人、あるいは司法修習を終えて弁護士登録をこれまでにしていなかった人も含む数字でございます。

それから、福祉の分野についてでございますけれども、福祉の分野についてはちょっと一元的に人数を把握したデータというのは承知しておりません。

それから、業務量ということについてでございますけれども、これはもろもろ福祉機関ですとか、あるいは自治体等からのヒアリングや調査などによりまして、こういった機関の中で法曹資格を持った人が活動することが有益であると、あるいはニーズはあるというようなお話は頂いてはいるのですけれど、なかなか具体的な業務量というのを数値として表すというのはちょっと難しいところでございます。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

○司法法制部：引き続きまして、第2点目の「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」につきまして、司法法制部の鈴木からお答えさせていただきます。

出雲委員御指摘のとおり、42ページにございます認証紛争解決手続の利用実績にございませんとおり、業者数の伸びと比較いたしまして利用実績が伸び悩んでいるという傾向がうかがわれるところでございます。この点につきまして、参考となりますものとして、団体ごとの取扱い件数の偏りという点が挙げられるように思います。

すなわち、平成24年度に終了した事件数全体のうち、上位3事業者が取扱い事件数が全体の5割以上に及んでいるという実態がございませんとおり、これらの利用件数の多い認証紛争解決事業者は、いずれも認証取得以前からADR事業を行って基盤を作っていた事業者でございました。これに対しまして、ADRの認証を取得して日が浅い事業者につきましては、その利用実績につきまして苦戦している実態があるようでございます。

その原因といたしましては、その事業者がどのような紛争について、どのような解決をしてくれるのかというイメージが周知されていないということ、相談は多数受けているものの、これがADRに結び付けることができていないような実態があるように思われます。

このようなことから、新規の事業者数が増加いたしましても、これが直ちに利用実績につながっていないという実態があるようでございます。法務省といたしましても制度一般の広報を継続的に行うことを通じまして、国民のADRに対する理解や認識を深めるよう努力し、利用実績の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

法務総合研究所のほうは、いかがでしょう。

○法務総合研究所：法務総合研究所の茂木でございます。3点目の御質問についてお答えをいたします。

委員の御質問につきましては、政策への反映について課題があるのではないかと御指摘でございます。法務省の中の関連部局におきましては、この調査研究の内容を踏まえまして各政策の判断において、その判断のための資料とされているものと考えております。そして、法務総合研究所といたしましてはそうした判断の材料を提供するということが役目であ

ろうと考えておりますところ、事前に研究のテーマを選定をするに当たって、あるいは調査方法を検討するなどには、法総研として事前に関連部局と相談をして意見交換などをした上でテーマの選定などに至っており、その結果としての成果物は関連部局にお渡しをして報告をさせていただいております。そういうことによって、各部の政策判断において役立てていただけるよう取り計らっているところでございます。

この研究報告ですが、平成25年に発刊をされまして、平成25年7月には関係各所に成果物の送付をいたしておりますが、25年9月にはもう読売新聞の朝刊で、本研究報告の内容が「無差別殺傷、孤立が背景」「法務省研究報告」などとして大きく取り上げられたり、あるいは東京新聞であるとか、雑誌などにおいて、いわゆる「黒子のバスケ」に関連した一連の脅迫事件などの背景検討のための関連記事の中で本研究の分析結果が引用されたりなど、大いに活用されて利用されているという状況があります。

加えて、刑事政策の研究者などから構成されております法総研の研究評価検討委員会におきまして、学者の委員の方から、本研究の報告を韓国政府も参考にしているというような御紹介もございました。平成25年度に韓国の大検察庁が無差別殺傷事犯に関する調査を行った際に、先行する研究が日本にないかというような問合せがあつて、それを受けて情報提供したというものでございましたけれども、他国の政府においても活用いただいているという実績もあるということでございます。

そういった意味で、社会の注目を集めた研究でありますところ、代替性がなく、法務省以外にこうした調査の方法による調査研究というのは非常に困難だと思われまますので、今後もこういった観点での利用がされていくものだろうと考えているところでございます。

○田中座長：ありがとうございました。

どうぞ。

○大沼委員：大変すばらしい調査報告だと思うのですが、この調査報告の結果を踏まえて、新たに具体的な施策なり政策を考えておられるという点はないのでしょうか。

○法務総合研究所：私どもの法務総合研究所は、その一定のテーマを法務省の関係部局と話し合つてテーマを選定をいたしまして、それについて調査研究をした成果を各部局に提供し、その政策判断の材料としていただくという観点で行っておりますので、法務総合研究所自体がその政策決定を行うということとはちょっと違つておまして、その御質問についてはちょっとお答えをしにくいところでございます。

○田中座長：田中昌利委員，どうぞ。

○田中（昌）委員：1点だけ、所管の点でちょっと的外れの可能性もありますので、質問という形でお尋ねしたいと思います。

裁判外紛争解決手続、あるいは後で出てくる国際化の問題、それと法曹の活動領域に関係するのではないかと思うのですが、今、我々現場でかなり関心がありますのは、国際紛争解決でございます。企業のアジア進出等に伴いまして、アジア内における国際紛争も多発するようになってきております。それを国際仲裁で解決するということがかなり注目されております。

この点については、シンガポールとか韓国が環境整備も含めまして非常に力を入れていまして、アジアでの主導権を握ろうとしております。日本のプレゼンスが非常に低いなという

実感がございます。私はこの分野に余り詳しくないのでございますが、そのようなことではないのかという懸念も持っております。この関係は、法務省の所管ではないということでございますでしょうか。その点も含め、お尋ねしたいと思ひまして、質問いたしました。

○田中座長：事務局のほうからですかね。

○司法法制部：司法法制部からお答え申し上げます。法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組というのは先ほど報告書に記載したとおりでございますが、有識者懇談会の下に設けた分野別の分科会の中で、海外展開に関する分科会というものがございます。こちらの分科会で、正に日本の法曹有資格者が国際的な分野で活躍の場を広げていくためにどうしたらいいかということを試行、検討しているところでございます。

おっしゃるとおり、国際仲裁というのは条約に基づくものでございますので、直接的には法務省の所管ということではないのですが、こちらの分科会には外務省ですとか経産省の方にもメンバーやオブザーバーとして参加をさせていただいております。その分科会の議論の場で、こういった国際的な分野に活躍の場を広げていくためにはどうしたらいいのかということについても、いろいろと御意見を頂いているところでございます。

○田中座長：中村委員、どうぞ。

○中村委員：先ほど大沼委員のほうからいろいろ御指摘がありまして、前回の会議の最後のところに退任される委員の方々からも、政策評価について意見を申し上げるのに若干不完全燃焼といいますか、もう少し中身のほうの議論をしたかったというような御意見もあったかに記憶をしていますが、私のほうも今回の例で申し上げますと、事前評価として枠組みを作ったものの上で事後評価の内容でこれでどうだということで評価をされてきた関係で、割と狭い議論になっていたかなと思っております。

意見なんですけれども、今後若干、大沼委員の御意見を踏まえて御検討を頂くとすれば、例えば紛争解決の部分のこの解決サポートという点に関して申し上げますと、結果として紛争の解決の場を増やすことが目的ではなくて、あくまでも、より国民の間で起こってくるいろいろな問題を簡単に解決をしていくことが実現できているかどうかということが、多分本来的な目的であると思っておりますので、そうした場合に今回いろいろ数がある程度増えてはいるわけですけれども、多分、専門化した内容での、例えば労務の問題でありますとか、あるいは業界団体の中で業界の会社とお客様との紛争を仲介的に解決するとか、そういうものについては比較的、国民から見てこういうことで間に入って解決してくれるのではないかということでアプローチがしやすいと思うのですけれども、ここに書かれている中には、なぜ、その事業者が解決をうまくしてくれるかということが見えにくい部分もいろいろあるかなと思っておりますので、やはりそこはこういう窓口が増えるだけが解決の手段になるということではなくて、いかに国民から見て分かりやすいというか、ここが信頼できる場所であるということを増やしていただくという観点が必要かなと思っております。

同じようなところで司法制度改革の部分ですけれども、司法制度を改革して法曹を広く使う、活躍する場所があるようにするということが御検討いただいているということなのですが、やはりその法科大学院で5年間ですか勉強されて、ある程度研修をされて世の中に出ていくということになりますと、相当長い間勉強され、コストをかけてこられるといったときに、それに見合ったような報酬とかそういうことが得られるかどうかということと、逆に

言うたとえば企業から見たときのニーズがそれに合っているかどうかというところもあろうかと思しますので、そういった意味で、法曹を目指す方にとっての魅力と申しますか、その辺りでの教育の過程をどういうふうに構成するのがいいのかという視点も踏まえて、法曹の今後の在り方が最も法治国家にふさわしい在り方としてどうなのかという観点を基に据えて御検討いただければと考えております。

以上でございます。

○田中座長：どうもありがとうございました。

回答は。

○司法法制部：第1点目の裁判外紛争解決手続の、より国民に事業者の内容を周知をしていくというような観点からの御指摘、どうもありがとうございました。この点につきまして、お答えとして合っているかどうかというのはございますが、法務省といたしましてはインターネットのホームページを利用した情報提供ですとか、広告の掲載ですとか、パンフレット、ポスターの配布等を通じて、ADR一般の広報に努めているところでございます。

なお、平成25年度からはリスティング広告とともにディスプレイアドネットワーク広告というのを実施して、不完全かもしれませんがそういった広報に努めさせていただいているところでございます。

○司法法制部：司法法制部でございます。2点目の法曹養成の関係についてお答え申し上げます。委員御指摘のとおり、活動領域を広げていくためには、特に法科大学院等の法曹養成の場での教育というのも非常に重要であるというのは、この有識者懇談会あるいは分科会の場でも指摘をされているところでございまして、法曹養成全般あるいは法科大学院での教育ということにつきましては、現在、内閣官房のほうに設けられました法曹養成制度改革推進室、あるいは文部科学省におかれて検討、取組を進められているものと承知しております。

他方で、この有識者懇談会ですとか分科会の場でも、この法科大学院の先進的な取組についても若干御紹介がございまして、幾つかの法科大学院では例えば企業法務の分野に特化した講座などを提供されていると承知しております。

○田中座長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、伊藤富士江委員から、今日御欠席なのですが質問が一つ出ておりますので、御紹介させていただきます。

無差別殺傷事犯に関係しまして、65ページの(3)、総合評価の記載と同様に73ページの事後評価結果表の評点合計についても、70満点の67点であることが分かるように記載したほうがよろしいのではないのでしょうかという御意見でございます。

いかがでしょうか。

○法務総合研究所：法総研でございます。委員の御指摘につきましては大変有り難い御指摘だと思っております。御指摘のとおり、満点の点数が分かるような形で表の記載を改めたいと思っておりますので、この資料が公表されるまでの間には訂正をさせていただきたいと思っております。

○田中座長：よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは次に、基本政策Ⅱ、「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政

策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○大塚課付 それでは、基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について御説明申し上げます。

まず、74ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図ることを内容としております。平成25年度の具体的な目標としましては、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図ること、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図ること、一般市民等に対し捜査等における証拠収集活動への協力や裁判員裁判への積極的な参加を促すことを掲げております。

そして、測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、3つ設定してございました測定指標のうち、1つは目標を「達成」としており、残り2つについては「おおむね達成」としております。施策全体の目標達成の度合いとしては、「相当程度進展あり」という評価になっております。

続きまして、117ページを御覧ください。こちらは、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について記載したものとなっております、これについて御説明いたします。

この施策は、矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用などを図るとともに、研修、訓練等を通じまして職員の職務執行力の向上を図るというものでございます。

測定指標の実績等を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、2つ設定してございました測定指標のいずれも目標を「達成」してございまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価してございます。

続きまして、121ページを御覧ください。こちらは、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について御説明いたします。

この施策は、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じまして、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施するというものであります。平成25年度におきましては、刑事施設における職業訓練や、少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフなどを活用した就労支援の充実を図ることを目標として掲げております。

測定指標の実績値を踏まえました各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、3つ設定してございました測定指標のうち、2つについては目標を「達成」してございまして、残り1つにつきましては「おおむね達成」としてございます。また、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、「相当程度進展あり」と評価してございます。

続きまして、127ページを御覧ください。「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について御説明いたします。

この施策は、職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施するというものであります。平成25年度の具体的な目標としましては、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練や就労支援対策等の充実・強化を図ることを掲げております。

平成25年度の事後評価としましては、2つ設定しておりました測定指標のいずれも目標を「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては「目標達成」と評価しております。

続いて、138ページを御覧ください。「保護観察対象者等の改善更生等」について御説明いたします。

この施策は、保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するというものであります。平成25年度の目標につきましては、専門的処遇の効果的実施、就労支援の強化、更生保護施設等を活用した自立支援の積極的実施、そして犯罪予防活動への民間参画の推進、これら4つを掲げております。

そして、測定指標の実績値等を踏まえました各目標の達成状況等につきましては、4つ設定しておりました測定指標のうち、1つが目標を「達成」としたほか、その他3つにつきましては「おおむね達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、「相当程度進展あり」と評価してございます。

続いて、146ページを御覧ください。「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。

この施策は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保することを内容としております。

平成25年度の事後評価としましては、測定指標の目標を「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価しております。

次に、150ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明いたします。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを内容としておりまして、オウム真理教団の活動状況及び危険性の解明など、3つの測定指標を掲げております。

平成25年度における目標達成状況等につきましては、3つ設定をしておりました測定指標のいずれも目標を「達成」としておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価しております。

基本政策Ⅱに関する事務局からの説明は以上でございますけれども、審議に先立ちまして、事前に委員の方から御要望がございました「就労支援」、それから「PFI刑務所」の概要等につきまして説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、保護局、矯正局の順で説明をお願いいたします。

○保護局：保護局更生保護企画官の押切と申します。よろしく御願いたします。

私ども保護局は、地域社会において犯罪や非行をした人の立ち直りを助け再犯を防止するという役割を担う、更生保護を主に所管しております。これは保護司などの民間の方々と一緒にを行うというところに我が国の特徴がございます。

やはり、その中でも社会で生活していく上では就労というのが非常に大事であり、就労の

できない者、無職の者が再犯に陥りやすいということから、再犯防止対策の中でも特に就労支援ということに力を入れているところでございます。

この報告書（案）の145ページを、恐縮ですがお開き願います。

145ページの下には、就労支援対策についてということで図が載っておりますが、まずは、やはりこの就労を確保するために法務省と厚生労働省が連携して支援を行っていくべきということで、平成18年度に導入されましたのが刑務所出所者等総合的就労支援対策でございます。これは、この図にありますように法務省と厚生労働省が連携して、より密に就労支援を行っていくという枠組みでございまして、例えば私も法務省の出先機関である保護観察所においては協力雇用主の拡大を図っております。協力雇用主と申しますのは御承知のとおり、犯罪や非行の前科・前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用して改善更生に協力する民間の事業主の方々でございまして、現在約1万2,000の方々が保護観察所に御登録いただいております。

それから、身元保証を実施しています。145ページにありますように、刑務所出所者等総合的就労支援対策として様々な就労支援のメニューを用意したわけですが、その中の一つに身元保証の実施がございまして、これは身元保証事業を行う法人に対して本人が支払う保証料を国が補助するというものでございます。ちなみに、この身元保証によって雇用主の方に雇われた者、保護観察対象者等が損害を与えた場合には、上限200万円まで見舞金が支払われる制度となっております。

さらに厚生労働省、ハローワークにおきましては、この図の出所後等の支援のところにありますように職場体験講習、トライアル雇用奨励金、それからセミナー・事業所見学会などの支援メニューが用意されており、特にトライアル雇用は1か月4万円を最大で3か月雇用主にお支払いするという制度でございまして、こういった支援メニューを活用することで就労支援を強化するとともに、専門の相談窓口などを設けまして職業の紹介、斡旋も強化していただいております。

これが18年度に導入されたものでございまして、平成18年から8年間で約1万8,000人の保護観察対象者等の就労を確保しております。

これに加えまして、近年の新たな支援施策としまして、143ページを御覧いただきたいと存じます。143ページの注の5には、「世界一安全な日本」創造戦略の中から抜粋をしております。その中でも、下から2つ目の点のところにⅢ－3－（2）－②就労支援の推進とございます。ここには刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進すると記載されていますが、この「更生保護就労支援事業」といいますのは民間のノウハウを活用して刑務所等矯正施設に入所中から就職、その後の職場定着まで、寄り添い型のきめ細やかな支援を行うという事業でございます。これを保護観察所が民間の団体に委託して行っております。これは平成23年からモデル事業として始まりましたが、本年度からはこのモデルがとれまして、「更生保護就労支援事業」ということで、全国12か所の保護観察所で実施をしております。

また、この民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策と記載されていますが、ソーシャル・ファームと申しますのは主にヨーロッパ等で発展をしているものでございまして、

高齢者、障害者、更に刑務所出所者等の労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出、提供に主眼を置いてビジネスや事業の展開を図る企業や団体などをこのように呼んでおります。保護観察所がこのソーシャル・ファームと連携して刑務所出所者等の就労先を開拓するというようなことを平成25年度から力を入れてやっているとところでございます。

さらに、下から1つ目の点でございますが、協力雇用主等に対する支援の推進と記載されています。やはりこういった民間の方々を活用し、これらと連携した就労支援策の推進というのが大事でございますので、ここにありますように刑務所出所者等を雇用する協力雇用主を、保護観察所に配置されている専門職である保護観察官の処遇協力者として位置付け、協力雇用主が刑務所出所者等に対して行う職場定着のための生活指導の実施等について謝金を支払う「職場定着協力者謝金」制度を平成25年度から導入したとところでございます。

具体的には、職場定着について様々な支援や指導をして下さるわけですが、そういった協力雇用主の方々の方々の活動についてレポートを頂き、それについて1週間当たり4,800円をお支払するという制度でございます。昨年度から導入し、今年度はその支給の週数を延ばして、最大26週間まで支給できるようになっております。

さらに、144ページを御覧いただければと存じますが、こちらの一番上のほうにもございますように、様々な協力雇用主に対する優遇措置が行われてきており、例えば、既に幾つかの地方自治体においては協力雇用主が競争入札に参加する際にポイントを加点するなどして優遇する制度を導入しております。そういった動きがあるほか、地方自治体においては保護観察対象者等を臨時職員として直接雇用するという導入しているところも相当数出てきております。ちなみに法務省におきましても、昨年5月から保護観察対象少年の直接雇用を行っているところでございます。

やはり、先ほども申しましたように、保護観察対象者などの刑務所出所者等について、就労を確保し、その再犯を防いでいくということは非常に重要なことで、再犯防止対策の一つの柱、あるいは核になることでもありますので、我々保護局としましても今後も様々な施策を打ち出して、その充実に努めてまいりたいと思っております。

保護局からは、以上でございます。

○矯正局：矯正局の杉山と申します。ただいま保護局から刑務所出所後の就労支援の取組について発言がございましたが、矯正局におきましては被収容者の円滑な社会復帰に資するよう、刑事施設に在所あるいは少年院に在院中から、厚生労働省などの関係機関と連携しながら様々な就労支援の取組を推進しているところでございます。

まず、刑事施設における就労支援の取組といたしましては、厚生労働省との連携、協力による刑務所出所者等就労支援事業の推進に加え、キャリアカウンセリングなどを行います就労支援スタッフを平成26年度現在で75の施設に配置いたしまして、被収容者の就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導あるいは就職に必要な知識などの習得のための指導を行っております。

また、最近の動きといたしましては、刑務所出所者等を積極的に採用しようとする意欲のある雇用主の方が求人充足しようとする矯正施設をあらかじめ指定した上で、ハローワークに求人票を提出することを可能とするなど、雇用主側と被収容者側のマッチングを図る取組を厚生労働省と連携して進めているところでございます。

職業訓練について御説明させていただきます。就労支援の取組の一つといたしまして、職業に必要な知識及び技能の習得や、職業に関する免許あるいは資格の習得を目的に、職業訓練を実施しております。その実施に当たりましては、全国の協力雇用主に対しまして刑務所出所者等を雇用するに当たって何を求めているかなどのアンケート調査を実施し、その結果を職業訓練科目に反映させるなどいたしまして、社会の雇用ニーズあるいは協力雇用主の求める職種に応じた職業訓練を取り入れる工夫をしております。

その結果、平成25年度、26年度におきまして、例えばフォークリフトの運転科、ビジネススキル科、CAD技術科、医療事務科などについて各施設拡充あるいは新設をいたしております。その一方で、雇用ニーズが余り高くなく、職業訓練の定員充足率も低い職業訓練科目につきましては廃止の見直しを行っております。例えば板金科、機械科、印刷科、配管科などでございます。

ただいま申し上げましたのは刑事施設についてでございますけれども、少年院におきましても厚生労働省との連携、協力による就労支援事業に力を入れております。昨年度には少年矯正課長通知「少年院在院者に対する重点的な就労支援の実施について」を発出いたしまして、少年院の入院早期から就労先の確保の推進を図り、少年院在院中に就業先の確保を目指して活動をすると共に、保護観察所との連携を強化し、少年院出院後も必要な協力を行うよう指示するなど、就労支援の充実・強化に努めてまいりました。

他方、本年6月に成立、公布された新少年院法におきましては、職業補導を新たに職業指導として規定いたしましたけれども、これまでと同様に在院者に対し勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるための指導を実施しているところでございます。

また、今般の少年院法の法律改正をきっかけといたしまして職業指導の在り方の見直しを進めているところです。具体的には刑事施設同様、雇用者側のニーズを踏まえた職業指導科目の在り方、就業先確保にとどまらず就労継続に資するような指導方法についても検討を重ねているところです。今後とも少年院における就労支援の一層の拡充に努めていきたいと考えております。

なお、少年院におきましても就労支援スタッフを配置しておりまして、平成25年度は25庁から26庁に1庁拡充いたしました。また、平成26年度は更に9庁配置数を拡充いたしまして、現在35施設におきまして就労支援スタッフを配置しているところです。

今後とも刑事施設、少年院、いずれにおきましても必要な措置を講じまして、就労支援のための施策を行っていく所存でございます。

説明は以上です。

○矯正局：矯正局成人矯正課で民間委託を担当しています、企画官の花村博文です。よろしくお願いたします。

それでは、PFI事業につきまして御説明をさせていただきます。

先ほど、司法法制部から「法教育について」という説明資料をお使いになったと思いますけれども、その2ページ目、私ども刑務所PFI事業の概要、説明資料2と書いております資料等に基づきまして御説明をさせていただきます。

美祢社会復帰促進センター、喜連川、島根あさひ、播磨と、4つの社会復帰促進センターが掲げてございます。私ども、この4つの施設をPFI刑務所と申し上げております。

収容定員、それぞれ2,000名から1,000名まで、全体で最大どのくらい収容できるか、最大2,000人、最大1,000人というところでございますけれども、この4つの施設、収容定員が合計で6,300人、全国で刑事施設、刑務所ですとか拘置所、77庁ありますが、そのうちの4庁、これだけの施設で収容定員全体の7パーセントの割合になっています。

P F I、公共施設等の建設ですとか維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法と定義をされておりまして、これ少し長い法律の名前ですけれども、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律というものに基づき実施されています。

矯正局では平成10年度代に被収容者が増加してまいりました。受刑者がかなり増えまして、多くの刑事施設、刑務所におきまして収容定員を超えて収容せざるを得ない、例えば収容定員が1,000人のところに1,200人とか1,300人を収容せざるを得ない刑務所が出てきたというところでございます。1人の部屋に2人を入れたり、6人の部屋に7人、8人を入れたりというふうな状況がございました。

こういった中で、刑務所をすぐにでも作らなければいけないという事情がございましたけれども、なかなか人的な面も含めて予算が厳しいという状況がございましたので、何とか刑務所をある程度の数迅速に作りたいというところで、そういった中、民間にできることは民間にという規制改革の流れがございました。

そういった中で検討いたしまして、通常P F Iと申しますと建物の建築、建設というところが一般的に考えられるところでございますけれども、今申し上げました社会復帰促進センターにつきましては、単にその施設の設計、建築のみならず、運営についても可能な限り民間に委託できるような事業にしたいということで考えられたものでございます。

もちろん、刑務所におきましてもいろいろな幅広い業務があります。一方で、受刑者に対する給食とか洗濯、それから施設内の清掃のような非権力的な業務というものもございますし、一方で、受刑者が暴れた場合に取り押さえる、正に公権力の行使、権力的な業務もございます。非権力的な業務につきましては、契約により一部を委託するということが可能でございますけれども、公権力の行使の部分については何らかの法的な手当が必要になるという事情がございました。もちろん、先ほども申し上げましたような受刑者が暴れた場合に取り押さえる、制止等の措置については公権力の最も強いものですので民間に委託するのは困難ということになりますけれども、例えば受刑者に対する健康診断の実施でございますとか、収容の監視、それから職業訓練、それから教育の実施、こういった公権力の弱いところについては法律に委託の根拠規定を設けて、事務処理の公正性ですとか、判断の客観性、それから国の監督体制を確保するという枠組みを作れば委託可能と考えたところでございます。

こういった法的にも委託可能な部分の手当をして、なおかつ初めて刑務所の業務を民間に開放するということになりましたが、なかなか民間に一気に開放するには難しいのではないかとこのところへ、構造改革特別区域法、ある一定の区域についてこういった公権力の弱い部分の業務を行使できるような形で刑務所の仕事を民間に委託できないだろうかということをお考えまして、構造改革特別区域法の中に、いわゆる刑事収容施設法の特例の条文を作りまして、それぞれ刑務所の仕事の一部を民間に委託をするという形になったわけでございます。

したがって、山口県ですとか、栃木県、島根県、兵庫県、こういったところからそれ

ぞれ刑務所の民間委託を始めさせていただきました。なおかつ、収容対象のところをちょっと御覧いただければと思いますが、犯罪傾向の進んでいない、美祢の場合男子及び女子受刑者と書いてございますけれども、ほかの施設につきましてはいずれも犯罪傾向の進んでいない男子受刑者と書いております。私ども、受刑者についてある程度カテゴリーを分けておまして、これら4つの社会復帰促進センター、PFI刑務所につきましては犯罪傾向が進んでいない、すなわち初入であって刑期が比較的短い受刑者を対象としたところでございます。

したがって、例えば暴力団受刑者などは初めてであっても犯罪傾向が進んでいるということで、これらの施設の収容の対象にはならず、民間に業務を開放する場合であっても受刑者の性質に留意をして行っているというところなんです。

それぞれの事業期間、美祢、島根あさひは20年、喜連川、播磨は15年となっております。

経費の節減効果、民間のノウハウを活用して刑事施設の運営の効率化を図るところでございますけれども、美祢と島根あさひにつきましては、おおむね8パーセントから10パーセント程度、国で運営をした場合と比べると節減効果があるというふうになっておりますし、喜連川、播磨のほうはおおむね2パーセントから3パーセントというふうになっております。

どうしてこんな違いができたかというところですが、美祢と島根あさひにつきましては、いわゆる美祢市、浜田市のほうから、この土地について刑務所を誘致できないだろうかというところで、更地について民間の企業により、いかに自分たちが運営をしたときにより効率的にできるかということで、設計の段階から業務の効率性を追求をしたというところがございまして、これだけの節減率になっています。逆に喜連川、播磨というのは国で設計、建築をして、運営を民間の業者に任せるというふうにしましたので、若干その効率性の幅というところで、美祢、島根あさひに比べると少なくなっておるというところなんです。

また、美祢、島根あさひにつきましては、犯罪傾向の進んでいない受刑者を入れる際、できるだけ効率的にと考え、社会復帰に近い受刑者を集めたため、通常私たち、刑務所の中で受刑者を動かすときは職員が必ずついて監視といいますか連行する形になっておりますけれども、美祢とか島根あさひの場合は受刑者が一人、独歩とっておりますが、監視カメラの中を一人で歩けるような施設構造にもするというところで職員配置の合理化が図られています。

1枚おめくりいただきまして、PFI刑務所におきまして民間のノウハウを活用した職業訓練、教育プログラムを掲げさせていただきました。今回、政策評価の中で職業訓練の部分が出ておりますので、美祢、島根あさひ、喜連川、それぞれ特徴的な職業訓練や、教育の部分も入っておりますけれども、お示しをさせていただきました。

美祢センターでは、例えばITの関連企業などが職業訓練を実施して、その後、刑務作業としてプログラミングを実施するというものもありますし、いわゆるデザイン関係で業界の標準のソフトウェアを使用しながら各種のチラシであるとかポスターなどを製作するような職業訓練、それから調理師のための職業訓練なども実施しております。

真ん中、島根あさひも同様にデジタルコンテンツ、こういったメディアのコンテンツの編集の職業訓練などもやっておりますし、ある程度の土地がございまして、浜田市等の御協力も頂いて農作業なども実施をしています。

喜連川センターにつきましては、受刑者が刑務所の食事を作っているわけですが、そこで大量の調理システムなどを導入して、調理師の資格を取らせるための職業訓練といった形で実施するような工夫もしています。

先ほど申し上げましたようにPFI刑務所、構造改革特別区域法を使って一定の地域で民間委託をするという制度の下で出発したわけですが、この四つの施設それぞれのおおむね順調にいったというところがございましたので、これを全国に展開する話になりまして、公共サービス改革法を活用するという形になりました。

公共サービス改革法を活用することになり、さらにもう1枚おめくりいただいて次のページになりますけれども、今度は既存の刑務所でそれぞれ民間に職業訓練を委託するという形にし、右側でございますけれども、黒羽、静岡、笠松、この三つの刑務所につきまして、7年間の事業期間になりますけれども、社会貢献につながる作業、農業科ですとかネイリスト科、先ほどの喜連川でやっておりましたような調理師の資格が取れる職業訓練、こういった就労に結び付く職業訓練を実施しているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いいたします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員：発想が同じようなことをまた申し上げて申し訳ないのですが、やはり明確に政策を定めると、その次の施策、対策も方向性が明確になるかと思っておりますので、参考として聞き置くということで、発言をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページなんですけれども、2ページのところに体系がやはり同じように書いてあります。最初に、「検察権の迅速適正な行使」が政策兼施策と書いてあるわけなんですけれども、この権限を適正に行使するというのは、どの省庁でも当然になすべきことであって、義務ではないかと思うんですね。ですから、義務を政策とするのはいかがなものかという感じがいたします。もう少し、適正の方向性につきまして明確に示したものを政策として掲げるべきではないかという感じがするわけでございます。

2点目に、「検察権行使を支える事務の適正な運営」、これが施策というふうにありますけれども、これも同様でございます。適正な運営というのでは方向性が分かりにくいわけでございます。ですから、これを例えば、社会の変化に伴うIT犯罪の発生防止とか、国民の保護に向けた検察権の行使、こういったものを政策とし、それを実現するための施策として、書いてありますサイバー犯罪への対応とか、被害者への支援とか、国民の検察への信頼の強化などを挙げまして、そのための具体的な方策として実際にお書きになっているものを挙げるということが、体系としてはすっきりするのではないかと思います。

それから、「矯正処遇の適正な実施」なんですけれども、これも適正な実施というのは方向性がよく分からないので、中身を見ますと矯正施設の保安警備の強化とか、被収容者の再犯の抑制、こういったものを政策として掲げて、ここに書いてあるような施策をぶら下げたほうが分かりやすいのではないかと思います。

最後の「更生保護活動の適切な実施」ですけれども、これは適切な実施というのがやはり分かりにくいので、出所後に観察が必要な者の社会復帰の実現、充実、例えばこういったも

のを政策といたしまして、ここに書いてあるものを施策としてぶら下げるほうが分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長：今の御意見ございましたが、御意見として伺っておくということによろしいですか。

○大塚課付：はい。今後の政策体系を考える上での貴重な御意見ということで、承らせていただきます。

○田中座長：ほかに何かございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員：94ページの、ちょっと細かいことになるかもしれませんが、被害者支援担当者の研修の日程というのを見て一番感じたのは法務省サイドからの説明というかレクチャーが中心で、被害者の声を実際に聴くというのは担当者にとって非常に有意義なのに何でないのかなということでした。99ページのアンケート結果のところを見ましたら、来年度の研修で希望する講義等というところに、実際の被害者の声を聴きたかったというのが意見多数というふうにありました。あるいは民間の支援関係者の講義も聴きたいというのが意見多数、また、心理カウンセラーとかそういう人の被害者の心情についてというのも聴きたかったというのが意見多数とあります。

75ページの被害者支援担当者の育成のところは、これは多分アンケートで研修が有意義だったかと聞いて、それで有意義というのが91.3パーセントあるので、これをもってして「おおむね達成」というふうになっていると思うのですけれども、このアンケートをこういう形でとれば、有意義だと多分答えるのかなと。ですけれども、この来年度以降というところを見ると、この研修メニューに対してやはり物足りないと多くの方は本当は思っているのではないかなと思ったわけです。ですから、そういう意味で言うと結果的にこういう評価というのは甘いのかなと。

毎年同じような研修をしているのかどうか、ちょっと分かりませんが、こういう声を受けて研修メニュー等も本来もっと見直していかなければいけないと思うのですが、その辺意見というか、質問も含めてちょっと聴かせていただければと思います。

○田中座長：これは刑事局になりますでしょうか。

○刑事局：刑事局で参事官をしております濱と申します。御指摘ありがとうございます。

1日という中で、被害者に関わる制度というのはいろいろな新しいものが生まれてきているという状況があるものですから、やはり直接現場で被害者に携わる職員というものに、正しい知識であるとか、そういう最新の動向というものもきちんとレクチャーして周知しなければいけない、そういう要請もこれあり。他方で、正におっしゃるような観点でのプログラムも入れる必要もあるだろうということで、25年度でいきますと、大阪被害者支援アドボカシーセンターという、これは被害者支援を直接担当されておられる団体の職員の方に来ていただいて、正に被害者の生の声的なものも十分把握されておられる方からのいろいろな御講義を頂き、そして、その後のフリーディスカッションというところではその方にも加わっていただきながら、いろいろな各自の経験であるとか生の事象、そういったものをフリーディスカッションしていると、そういうプログラムも組み込んで実施した、そういう工夫をして

きているところではございますが、委員御指摘のとおり、実際の被害者そのものの声をという声も多数あったということでアンケートも把握しておりますので、今後、プログラムの改正とか、その辺は十分検討していきたいと思っております。

○田中座長：この検察権行使を支える事務の適正な運営に関連しまして、欠席委員の出雲委員、伊藤委員からも御質問がございます。

出雲委員からは、76ページの測定指標1の部分について、サイバー研修について研修員60名以内での効果は高いものの、60名への研修では少ないのではと感じていますが、いかがでしょうかという御質問がありますが。

お願いします。

○刑事局：毎年、常に新しい60名ずつに研修するという事なので、この種の研修としてはそれなりの人数をかけてはいると思っておりますが、これも今後、御指摘の点も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

そういう場合、やはりこの研修は民間業者に委託して、デジタルフォレンジックに関する保全や解析の実施を実際取り入れているというところに特色があるものですから、その費用の面とか、あるいは、多数の研修員が参加するとなると、現場での実際の事件処理等の業務への影響などということも考慮する必要があるわけですが、御指摘を踏まえ、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

○田中座長：伊藤富士江委員からは、被害者支援担当者の育成目標について、「知識や技術を習得させる研修を実施し」とあることから、講義やディスカッションだけではなく、技能習得のための内容、ロールプレイング等も必要と思われませんが、いかがでしょうかという御質問がございます。これに対しては。

○刑事局：この御指摘は、実際に今回のアンケートの中でも出てきた意見でございました。これも参加者がかなり多数の研修ということもあるものですから、どこまでのことができるかということはあると思いますが、やはり正に御指摘にあるような実践的な内容を組み込んでいくことは非常に大事な事だろうと思っておりますので、今後カリキュラムの内容は引き続き検討していきたいと思っております。

○田中座長：ありがとうございます。ほかに何か御質問ございますか。

なければ、また欠席委員の、これは矯正関係に対する質問が出雲委員から、職業訓練受講率、就労支援実施率、ともに低いのではと感じていますがいかがでしょうか。特に職業訓練受講率、また、127ページの施策との関連で、こちらの方には職業訓練のメニューが掲載されていないので比較が難しいです。職業フォーラムと就労支援の違いが判然としませんが、職業フォーラムにはアンケート内容も掲載されており、効果が感じられました。この施策と127ページの施策は記述上で比較可能なほうがいいように思いますが、いかがでしょうか。

もう1点、伊藤委員からですが、129ページの中ほどの測定指標2の部分について、企業面接を実施した受刑者、次の行に、面接実施者22名とありますが、面接を実施したのではなく、受けたという意味でしょうか。やや分かりにくい表現ではないでしょうかという御意見がございます。

この点、いかがでございましょうか。

○矯正局：成人矯正課の企画官をしております中川と申します。それでは、御質問の職業訓練

の受講率において、作業を担当します中川のほうから説明させていただきます。

職業訓練の受講率につきましては、平成25年度においては6.7パーセントであります。受講率増加のため再募集、再々募集をかけまして受講率向上に努力しているところでありますが、一般の刑事施設においては様々な受刑者が在所しております、例えば高齢者だとか暴力団関係者等としているところがございます、全ての受刑者を訓練生とすることは非常に困難であるというところであります。

しかしながら、今後は職業訓練生の選定に入りますハードルを下げるなどの取組をいたしまして、受講率については今後とも高いところへ行きたいと考えております。

○矯正局：就労支援の実施率につきまして御説明させていただきます。職業訓練の実施の状況と多少重なるところがございまして、就労支援の実施率が10パーセント程度にとどまるということにつきましては様々な要因が考えられるところではございますが、刑事施設における就労支援は、やはりその稼働能力を有して就労意欲があり、また就労支援を受けることを希望する者ということが大前提になります。そして、更にハローワークとの連携による就労支援の実施が効果的であると認められる者を選定していることとしております。

ですので、その職業訓練と重なるところではありますけれども、例えば本人の健康状態などから見て稼働が困難な者や、逆に就労の見込みが生活環境調整の過程などで既に立っている者につきましては対象外となります。

ただ、いずれにしても、この就労支援が必要な者につきまして、更に積極的に支援を実施していくということにつきましては各施設に対して指導しているところがございます、更にその就労支援対象者の増加を図ることによりまして、被収容者の円滑な社会復帰に資するよう努力していきたいと思っております。

○矯正局：矯正局の花村です。2点のうち、まず職業フォーラムと就労支援の違いが判然としないというところです。就労支援につきましては受刑者個々の経歴ですとか資質とかに基づいて、ハローワークの御支援なども頂きながら職を求めていくという形で考えていただければと思います。

一方、職業フォーラムにつきましては、民間委託している企業の御努力で、例えば黒羽、静岡、笠松、合計で18社の企業が平成25年度参加していただいておりますので、その18社の企業により、うちの仕事はこんな形ですよというふうな、学生さんの合同企業説明会のようなイメージで捉えていただければ、違いがお分かりいただけるのかなと考えます。

それから、2点目の伊藤委員の御指摘、ごもっともでございますので、表現を面接を受けた者に改めさせていただきたいと考えております。

○田中座長：ありがとうございました。

もう1点ですが、これは保護観察対象者等の改善更生等に関してですが、伊藤委員から、145ページの表1について、やや分かりづらいため、各対象者の母数を記載したほうがよろしいのではないのでしょうかという御質問が来ております。

保護局のほうから、よろしく願いいたします。

○保護局：保護局でございます。伊藤委員からの御指摘を頂きまして、早速私どももこの全体の数というものをいれ込んでみたりいたしました。例えば平成25年の全体のところは22.3パーセント、7,808人とありますが、この母数は3万5,038件でございます。この中に3万5,038

件を例えば7,808人の下なり上なりに入れてみたり、注を付けてみたりしたのですが、そうしますと、若干この無職率と無職者の数がぼやけてしまうようなこともありまして、どうしようかと正直思ったところもございます。

もし可能であれば、このままの表でいかせていただければ有り難いと思っておりますが、委員の御意見も踏まえまして、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○田中座長：ほかに御質問、委員の方、ありませんでしょうか。

なければ、次に移りたいと思います。

基本政策Ⅲ、「国民の権利擁護」、及び基本政策Ⅳ、「国の利害に関係ある争訟の統一かつ適正な処理」に関する政策について、事務局から評価の概要の説明をお願いいたします。

○大塚課付：事務局でございます。基本政策Ⅲ以下について御説明申し上げる前に、先ほど伊藤委員のほうから、法務省のホームページ中、法教育のページへのアクセス数についてお尋ねがございまして、これは秘書課のほうで情報を持っておりまして、今調査しましたところ、1年間合計で法教育のページにアクセスした件数が2万2,400件余りとなっております。月平均にいたしますと約2,000件程度というのがアクセス数ということでございますので、まず冒頭、この点御説明させていただきます。

それでは、続きまして基本政策ⅢとⅣにつきまして、事務局のほうから概略を御説明いたします。

159ページから御覧ください。「登記事務の適正円滑な処理」についてというところでございます。

この施策は、安全で円滑な不動産取引、会社・法人等の信用維持及び登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理するというものでございます。平成25年度の目標としては、「地図混乱地域を対象とした重点的かつ緊急的な登記所備付地図の整備」、それから「オンラインによる登記関係手続の利用促進」を掲げてございます。

測定指標の実績値を踏まえまして各目標の達成状況等、本施策の事後評価につきましては、159ページ以下に記載しておりますとおりで、測定指標2つありますけれども、いずれも目標を「達成」、施策全体としての目標達成度合いの測定結果も「目標達成」と評価してございます。

次に165ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」についてでございます。

この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託制度を適正・円滑に運営するというものです。平成25年度の目標としましては、国籍事務を適正・厳格に処理すること、市区町村に対する戸籍事務の適正な指導・助言を行うということ、オンラインによる供託手続を推進するという、この3つを掲げてございます。

測定指標の実績値を踏まえまして各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、165ページ以下に記載しておりますが、3つ設定しております測定指標は、いずれも目標を「達成」としておりまして、施策全体としての目標達成度合いの測定結果も「目標達成」と評価しております。

続きまして、172ページになります。「債権管理回収業の審査監督」について御説明いたします。

この施策は、暴力団等の反社会的勢力が債権回収業に参入することなどを防止するとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、立入検査を中心とした監督を行うというものでございます。

平成25年度の測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価としましては、2つ設定した測定指標のうち、1つは目標を「達成」、それからもう一方は「おおむね達成」としておりまして、施策全体で見ますと「相当程度進展あり」と評価してございます。

次に178ページでございます。「人権の擁護」についてでございますが、この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するために人権の擁護に関する施策を総合的に推進するというものでございます。平成25年度の具体的な目標としましては、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図ること、人権相談、調査救済体制の整備を通じて、被害の救済及び予防を図ることを掲げております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価としましては、2つ設定しております測定指標、いずれも目標を「達成」としており、施策全体としての目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価してございます。

最後に218ページを御覧ください。少し飛びますけれども、「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」についてでございます。

この施策は国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することを目的としております。

平成25年度の目標としましては、「訟務組織における人的・物的体制の充実・強化」と、「法律意見照会制度の積極的な利用の促進」を掲げております。

測定指標の実績値を踏まえました各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価ですけれども、2つの測定指標はいずれも目標を「おおむね達成」としておりまして、施策全体としての目標達成度合いの測定結果は「相当程度進展あり」としております。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明につきましては、以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

委員の方々、御質問、御意見ございますでしょうか。

欠席委員の出雲委員のほうから、「登記事務の適正円滑な処理」に関して、御意見が出ております。オンライン利用率の的確な向上につながっていると思いますという御意見でございます。

続きまして御質問なのですが、債権管理回収業の審査監督についてでございます。立入検査における全指摘事項の改善状況が若干低下傾向にあることへの対策が必要なように思います。なぜ改善が難しいのでしょうか。さらには、立入検査における全指摘事項の改善状況の低下傾向について対策を図る指標があるとよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

司法法制部、よろしく申し上げます。

○司法法制部：司法法制部でございます。お答えいたします。

出雲委員御指摘のとおり、別表3にございます全指摘事項の改善状況につきましては、平成23年度と比較して平成24年、平成25年と若干の低下傾向が見られるということでございます。

す。しかし他方、平成20年以降の傾向を見ますと、平成20年度の自主的改善率は42.5パーセントだったものが、平成25年度には79.1パーセントとなっているところでございます。この間、平成21年度に6件もの行政処分にあつたなど、法務省では債権回収会社に対して立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させ、立入検査後の指導を強化することで適正な業務運営を確保させることに努め、また、債権回収業界におきましても一般社団法人全国サービサー協会において自主規制等の制定や各種研修を開催するなど業界全体として自主的な取組を促進しているところでございます。

これらの取組が功を奏しまして、年度によって波があるものの、長期的に見れば全指摘事項の改善状況は改善傾向にあるものと思われまふ。債権回収会社各社におきましては改善に向けた真摯な取組を行っていることは立入検査等においても認められるものの、不備の再発につきましても過失的な要素もございまして、100パーセント改善が達成されるというのが現実的には困難な面もあると考えているところでございます。

御指摘を頂きました立入検査における全指摘事項の改善状況の低下傾向について対策を図る指標ということにつきましては、例えば90パーセント、95パーセントといった数値目標を設定するというところではございますが、目標値を設定することについて明確な根拠もなく、たとえそれが達成できたとしても、それでよいということにはならないというふうにも考えております。

このように具体的な数値を目標として掲げることは困難ではあるものの、監督官庁といたしましては自主的改善率を100パーセントに近付けるため、検査手法や指導方法等を検討するなどの努力を通じて、不備の再発を1件でも減少させるため、立入検査を中心とした監督行政にいかしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございます。

大沼委員、よろしくお願ひします。

○大沼委員：申し訳ありません、先ほどの続きで、聞き置かせていただく意見を述べさせていただきます。

まず法務局関係なんですけれども、3ページのところに政策が書いてありますが、「国民の財産や身分関係の保護」というのは、やはり方向性が分かりにくいのではないかと思うんですね。ですから、中身から帰納しますと、国民が利用しやすく、より精緻な公証手続の実現を政策として、その下にオンラインによる登記とか、供託とか、地図混乱地域の地図の整備を施策とするというのが分かりやすいのではないかと思いますし、それから国籍事務うんぬんに関しては、例えば外国人の増加に伴う不正な国籍申請等への対応を政策とし、国籍事務、帰化、供託事務への厳正な運用を施策とするというのがよろしいのではないかと思いますし、それから、例えば不正な債権回収の防止ですね。不正な債権回収の防止を政策とし、債権管理回収業への厳格な審査監督を施策とするというのが分かりやすいのではないかと思います。

次に人権局ですが、「人権の擁護」というのも、やはりこれを政策、施策とするのは余りにも広すぎて方向性が分からないのではないかと思います。実際にやっておられる具体的な対策から見ますと、子供の人権の保護とか、女性の人権の保護とか、疾病・障害のある人の

人権の保護とか、外国人の人権の保護など、それぞれのテーマごとに、なぜその保護の強化が必要なのかの理由とか原因が異なり、必要な保護の方法も異なるというものがございまして、そういったものを政策として考えて、施策をもう少し振り分けていくというのがよろしいのではないかと思います。

次に訟務関係なんですけれども、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」というのは、正に訟務の権限そのものでして、これは施策としては位置付けにくいのではないかと思います。訟務の場合、何が政策なのかも非常に難しいんですけれども、例えばの話ですが、行政事件訴訟法の改正から10年が経過し、原告適格とか処分性の認定が緩和され、それから差止めとか義務付けのほか、実質的当事者訴訟、更には無名抗告訴訟まで、新しい訴訟が増加しようとしているわけです。そういった現在の社会情勢への対応を理由として、例えば行政事件の増加、処理の困難化、迅速処理の要請のその対応を政策として考えて、ここにいろいろ書いてありますような人的・物的対策の充実、研修とか、あるいは予防司法的な観点から法律意見照会の利用を挙げるのもアイデアとして考えられるのではないかと思います。

○田中座長：ありがとうございます。

お言葉どおり聞き置くということで、委員の御意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に基本政策V、「出入国の公正な管理」、基本政策VI、「法務行政における国際化対応・国際協力」、及び基本政策VII、「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、また、「成果重視事業」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○大塚課付：事務局でございます。基本政策VないしVII、それから成果重視事業の事後評価の概略について御説明いたします。

224ページからになります。「出入国の公正な管理」についてでございます。

本施策につきましては、前年度までは総合評価方式による評価を行ってまいりましたが、今回から目標管理型の評価を行っております。

これは我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のために、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進するというものでございます。

平成25年度の具体的な目標としましては、いわゆる自動化ゲートの利用登録者数の増加及び利用率の向上、不法滞在者等への対策の推進を掲げております。

測定指標の実績値等を踏まえた目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、4つ測定指標を設定しておりますけれども、いずれも目標を「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価してございます。

230ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」についてでございます。

この施策は国際連合と協力して行っております研修や法整備支援等を通じて、法務省が有する知見等を他国に提供することなどの国際協力を推進することを目的とする施策でございます。

具体的な目標としては、充実した国際研修の実施や、支援対象国における立法技術の向上及び法曹人材の育成強化等を掲げております。

測定指標の実績等を踏まえた目標の達成状況や、本施策の事後評価につきましては、2つ設定しておりました測定指標につきまして、いずれも目標を「達成」としており、施策全体の測定結果は「目標達成」と評価しております。

続きまして、「施設の整備」についてです。伊丹法務総合庁舎整備等事業、それから宮崎法務総合庁舎整備等事業、それから先ほども少しお話ありましたが、島根あさひ社会復帰促進センター整備事業について御説明します。これは258ページ、それから264ページ、270ページというところにそれぞれ記載がございます。

いずれも平成17年度に事前評価を実施しておりまして、新規事業採択の要件を満たしていたものでございますが、施設の供用開始から5年経過したということで事後評価を行うものでございます。

今般、事後評価を行うに当たりましては、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、巻末に参考資料として添付しております「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」というシステムを用いて事業評価を行っております。

その結果、いずれの事業とも「事業の目的をおおむね果たしている」という評価に至っております。

最後に277ページを御覧ください。成果重視事業でございますが、こちらにつきましては「出入国管理業務の業務・システムの最適化」についてでございます。

この事業は出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点から見直しまして、システム運用経費を削減することによって、平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを目標としておりまして、今回が最終評価となっております。

目標の達成度合いの判定につきましては、278ページに記載されておりますとおり、「A（達成）」と評価しております。

基本施策VないしVII、そして成果重視事業に関する説明は、事務局からは以上でございますけれども、事前に委員のほうから御要望ございました「出入国管理行政」の概要と最近の動向につきまして、入国管理局のほうから簡単に説明をしていただきたいと思います。

○入国管理局：入国管理局の入国管理調整官の福原と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の説明資料3に、出入国管理行政の最近の動きということで資料を用意させていただいておりますので、それに沿って説明をさせていただきます。

今回の政策評価に関連いたしまして、全国のこの空港、海港における出入国管理手続の円滑化、それから国内の偽装滞在対策について、補足的に説明をさせていただこうと思います。

表紙の次の資料の1ページ目でございますけれども、これは出入国管理業務に関する統計でございます。外国人については入国者、日本人については出国者数を示したものでございます。外国人入国者数につきましては、平成25年には初めて1,000万人を突破したという状況でございます。日本人旅行者につきましても高い水準で推移をしているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、資料2、これは空港それから海港での出入国審査手続の説明になってございます。一番上の囲みでございますとおり、空港等におきましては地方入国管理局の職員であります入国審査官が、外国人に対する入国の審査と出国の確認、それから日本人に対する出帰国の確認の手続を行っているところでございますが、業務の中心は外国

人の入国審査ということになるわけでございます。

この入国審査というのはテロリスト、それから犯罪者、あるいは国内で不法就労をもくろむ者などを水際で阻止することを目的としておりまして、厳格な審査の徹底が求められるわけでございますが、その一方で近年、観光立国実現に向けた取組といたしまして、審査の円滑化、迅速化が求められるようになっているものでございます。

この外国人の入国審査の流れ図でございますけれども、この真ん中の図になります。外国人の入国審査につきましては、旅券や入国目的に関する審査のほか、ちょうど真ん中の辺りでございますけれども、外国人に指紋、顔写真情報といった個人識別情報の提供が義務付けられておりまして、指紋情報に基づいていわゆるブラックリストとの照合が行われているわけでございます。

次のページに、このいわゆる個人識別情報システムの概要を説明してございます。このシステムは平成19年11月から実施しておりまして、毎年大体600から800の上陸をこれで阻止をしているところでございます。制度導入から平成25年末までに約4,400人の上陸を阻止することに成功しております。

1枚おめくりいただきまして次の資料を御覧いただきたいのですが、これは先ほどの個人識別情報システムと同じ、平成19年の11月から導入をしております、自動化ゲートに関するものでございます。

このシステムは、日本人と、日本に在留中の外国人の方の審査手続の簡素化、円滑化を目的として導入をしているものでございます。現在いわゆる4大空港に40台を設置しているところでございます。この流れ図のとおり、事前に旅券上の身分情報と、指紋情報を登録していただきまして、その登録者が自動化ゲートを利用しようとする際には、パスポートリーダーで旅券情報を読み取って、指紋情報を呼び出しまして、指紋スキャナで読み取った指紋情報と照合するということによって同一人性を確認して、ゲートが開いて利用者が通過できるという仕組みになっているわけでございます。

一般の審査ブースではなくて、入国審査官との対面審査が省略される自動化ゲートの利用者を拡大することによりまして、審査全体の効率化につながるということがございますので、入国管理局としてはその利用を拡大するための広報などに力を入れているところでございます。

次のページは利用希望者登録数と、それから利用者数の推移でございます。これは先ほどの政策評価の資料にも入れているものでございますけれども、着実に伸びているというところでございます。

また、1ページおめくりいただきまして、今年の6月、全閣僚がメンバーとなっております観光立国推進閣僚会議で、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」が決定され、この中にも自動化ゲートの更なる利用拡大を図ることを目的として、いわゆるトラスティド・トラベラー制度の導入というものが盛り込まれました。これが下から2番目のものになってございます。現在、自動化ゲートの対象は日本人と在留外国人に限定されているわけでございますが、これを我が国に頻繁に入国して過去に入管法違反歴などが無い、出入国管理上のリスクが低い信頼できる渡航者に拡大をするものでございます。

また、今年の6月、入管法の一部改正法が成立しておりまして、こういった信頼できる渡

航者を自動化ゲートの対象にするための法整備も行われているところでございます。今後、その施行に向けて準備を進めていくこととしております。

最後に、不法滞在外国人に対する対策、特に偽装滞在者対策について簡単に説明をいたします。

統計は国内の不法残留外国人の数でございます。平成5年当時には約30万人でしたが、平成26年1月1日現在では約5万9,000人まで減少しているところでございます。

不法残留者は、当初許可された期間を超えて在留する外国人でございますが、旅券などで簡単に確認することができるわけでございますが、近年こうした不法残留者は大幅に減少しておりますけれども、その一方で、偽装結婚、偽装留学といった身分や活動目的を偽り、正規滞在者を装って、実際には不法に就労するという外国人の対策が課題となっているわけでございます。

これにつきましては、平成24年度から導入されております届出制度により入手する住所や稼働先の届出情報に関する事実の調査というのを積極的に行っておりまして、これによって虚偽の申請で上陸許可を得ていたというような事実が確認されれば、的確に在留資格の取消しの手続きをとっていくということによって対処をしているわけでございます。これは先ほどの政策評価の資料にも載せていただきましたが、毎年200件から300件の在留資格取消しを行っているところでございます。

入国管理局といたしましては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、テロ対策等の一環として厳格な審査を維持する一方で、自動化ゲートの利用拡大などにより審査手続の円滑化も図っていくこととしております。また、国内におきましては偽装滞在者対策を含む不法滞在者対策を引き続き的確に実施をしていくこととしております。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

委員の方々、御質問、御意見ございますでしょうか。

大沼委員、よろしく申し上げます。

○大沼委員：出入国の公正な管理というの、ややですけども、分かりにくいのではないかなと思うんですね。先ほど御説明していただいたところによれば、外国人の増加に伴う不正な出入国の防止を政策といたしまして、その下に出入国管理の効率化、不正出入国の調査、審査の厳格化を施策として掲げて、その後具体的な方策をぶら下げるというのが分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長：ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

なければ、私のほうから1点よろしいでしょうか。この自動化ゲートの利用状況なんですけれども、今日、表を頂きまして、利用希望者登録数というのが日本人の場合25年で8万人ぐらいおられると、そして具体的に利用した人が122万人ほどいる。これは単純に割ってみると1人が15回出入りしているような形で、特殊な業者さんとか特殊な人が登録しているのではないかなという気がするのですが、この辺のところはいかがなものでしょうか。

○入国管理局：実はこれは毎年の利用希望者の登録数でございますが、それが積み重なって

るわけでございます。今年の6月30日現在でございますけれども、利用希望者の登録をした方は約36万人いらっしゃるということでございまして、その方々が利用をされているということでございます。

○田中座長：ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

なければ、時間も過ぎておりますので、本日の審議事項については終了いたします。

特に御意見がないようでしたら、ここでもって事務局のほうから今後の予定について御説明いただきたいと思っております。

○大塚課付：事務局でございます。本日は委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御意見・御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討し、早期に取りまとめて法務省のホームページで公表したいと考えております。また、政策体系などのことにつきましても幅広く御意見を頂きましたので、今後の議論に十分参考にさせていただきたいと存じております。

また、本日の議事内容につきましては、従来と同様に議事録を作成させていただきまして、ホームページで公表することとしております。

次回、こういった場で開催させていただきます懇談会におきましては、「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」につきまして御審議いただく予定としております。詳細な日程につきましては追って日程調整をさせていただきますけれども、見込みとしましては来年の2月下旬から3月上旬の開催を検討させていただいております。

本日はお忙しい中、貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。

○田中座長：それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

—了